

要 望 書

内閣官房長官
菅 義偉 殿

平成 26 年 9 月 9 日
犯罪被害者家族の会ポエナ
代表 小林 邦三郎

第 2 次犯罪被害者等基本計画の見直しに関して

私は息子を亡くしてから 18 年が経ちました。犯人捜しを真剣に行ってきましたが、今日まで未解決のままです。現状の捜査体制では、犯人を逮捕することは難しいと思っています。

私たちの会は犯罪防止を主眼とし、弱き者、正しき者を助けるために心の闘いを続けておりますが、被害者にとっての二次被害とは、「犯人が未逮捕のままである」こと、「心神喪失者等に殺害され罪に問えない」こと、「逮捕されても無罪となり、犯人が不在である」こと、「冤罪により真犯人が不在のままである」ことと理解しております。

また一方で「犯罪被害者等」と総称して、命の権利と支援と救済を明確にされないまま法が論じられていますが、命の権利は亡き息子に存在しており、私にあるのは権利の代行と理解しております。支援とは遺族等が自ら行動することから始まることであり、それを支えることが主たる目的であると考えます。救済とは後遺症で苦しむ人、子供が残された家族等が主体と存じ、一律に救済することが目的ではありません。

私が 18 年間の長きに亘って息子の命と闘って得たものは、強く生きることの大切さです。子供を亡くしたために夫婦が離別したり、妻（母親）が心の病に苦しむことも少なくありません。家族が健全に生きてこそ、死を無にしないこととの思いを強くしております。

以上、これらのことを踏まえてご要望いたしますので、心からご検討賜りますようお願い申し上げます。

記

1、給付金の支給に係る制度

- ① 犯罪者の責任と賠償が確立していない現状において、国等が安易に補償だけを考えることに賛同することができません。犯罪を増長する要因になることも否定することができないからです。
- ② 命の平等を考えた支給が原則と思います。交通事故の損害賠償を基準として制定されていますが、犯罪は事故と異なることであり、「あつてはならないこと」を配慮すべきです。大学生と高校卒、中学卒で、同年代が殺害された場合には支給に大きな隔

たりがありますが、考慮すべき点はあるとしても、できる限り平等に支給されるよう心から望みます。

- ③ 地方公共団体による見舞金については、責任が存在する場合のみに認められることであり、安易な支給は避けるべきと考えます。

2、匿名の報道に関して

- ① 国民と国のために存在すべき警察が、個人と組織の保身を考える人が余りにも多く存在するため、匿名の判断を委ねたことは過ちと言えます。警察官の軽度の犯罪が匿名になっており、将来、犯罪者の匿名も考えられ、恐ろしい限りです。
- ② 一部の例外（性犯罪被害者、少年被害者等）を除き、犯罪被害者の匿名は報道の自由と真実の使命を侵すことになり、被害者と遺族が判断すべきこととして、改めて議論すべきと考えます。原則として実名報道することが主体であり、個々の実情に応じて配慮されることです。犯人不在のまま遺族等が匿名を求めることもできず、深く傷つき苦しんでいることもご理解いただきたいと思います。命の権利が誰に存在するのかを考えるならば、匿名を求めることなど私には到底理解できません。

3、支援センターについて

- ① 現代社会において多くの理不尽な事件が存在し、被害者等の悩み・苦しみも複雑多様です。その支援こそ支援センターの役割と考えますが、現状の対応に失望せざるを得ません。
- ② 犯罪被害者等が強く立直らなければ（被害者は）無駄死に終わり、または恐怖と悲しみに生涯苦しみ、何も変える（変わる）ことができないでしょう。その支援が支援センターとしての最大の目的だと思います。

私どもの会では事件の内容を確認したうえで、被害者等の立直りに寄り添い、必要であれば真剣に闘いながら支援しています。

4、給付金の支給と補償の法改正に関して

- ① 足立区の女性教諭が殺害されていた事件では、地裁では敗訴しましたが労災補償の支給が実現できた結果、高裁で区の賠償等勝訴しました。
福岡で両親が殺害され娘さんが監禁された事件では、地裁で控訴されましたが、最終的には最高裁で上告取り消しが決定され給付金が支給されました。私どもも尽力し時効の停止が認められました。
- ② 上記2件はいずれも不明で、事件が発覚した時は共に時効が成立していましたが、支給されるべく立証されました。「不明のため事件が発覚されず手続きができなかった場合は、時効はその限りでない」等の法改正を要望いたします。

- ③ 事件発生から数年後に「うつ病」等が発症することも見受けられますが、明確に救済する法が定められていません。「時効を7年」とする補償の創設を望みます。

5、犯罪被害者等基本計画全般について

- ① 基本計画は、犯人が逮捕されたことを前提として計画されています。未逮捕の場合は定期的に遺族に対して、詳細を報告することを義務化していただきたいと思いません。犯人を逮捕するためには今後の法整備も必要としており、被害者が死亡した場合は、犯人が逃げた時点から新たに殺意が生じることもあり、交通事故のひき逃げも含め「事後殺意」と明記すべきであり、さらなる重罰化も検討する必要があります。
- ② 心神喪失等において不起訴となるが、殺害の場合は必ず裁判することとし、医師による鑑定も法廷内で決定することとします。検事は遺族に対して鑑定の写しを交付の上、詳細を説明することを義務化していただきたいと思いません。
- ③ 犯罪者と親の責任と賠償を刑事法に制定しなければ、誰も賠償の責を負わずして犯罪の抑止とはなりません。遺族は裁判で勝訴しても、賠償金も得ずに裁判費用を負担しているのが現状です。
- ④ 保護司の任命は満66歳迄に改正されましたが、民生委員は満71歳迄任命ができません。
保護司の任命を満71歳迄に改正すべきです。
保護司の問題点としては、
 - イ) 犯罪者を宿泊させることもできず、信頼関係が築かれない。
 - ロ) 再犯しても責任を負うことなく、被害者等に謝罪もしていない。
 - ハ) 犯罪被害者及び遺族に対して謝罪することから、更生が始まることを理解していない。
- ⑤ 犯罪被害者週間に毎年開催されるシンポジウムは、国民の総意を得る理念を掲げていますが、犯罪被害者等と関連団体のみでの参加であり、一般の人々の参加無くして理解を得ていくのは困難なことです。
- ⑥ 犯罪被害者等が自ら守ることによって、法は活かされた法になるのです。残存する時効の撤廃を制定したことは、時効の原点を侵すことであり、許されることではありません。一方、少年法を18歳未満に引下げる法案を見送ったまま、18歳からの選挙権を認める法案が成立したことは甚だ遺憾に思っております。義務と責任を果たさずに権利と自由を与えることは大罪と言っても過言ではありません。

以上